



代襲相続って何？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 伊藤 裕樹
(函館弁護士会所属)



■最近、相続に関する相談の中でも、特に、代襲相続は聞かれることが多いので、今回は代襲相続がどういうものかについてご説明します。

■代襲相続とは「推定相続人が相続開始以前に死亡し、または欠格・廃除によって推定相続人たる地位を失ったとき、この者に子があれば、その子が推定相続人たる地位を失ったその親の受けるべきであった相続分を受けて相続する」制度です（中川善之助・泉久雄編『新版注釈民法（26）相続（1）』225頁）。本からの引用では、よくわからないので、夫Aと妻Bと息子C、娘Dの4人で構成されたAさん一家の具体例でご説明します。

■まず基本は、Aさん一家で夫Aが亡くなった場合、B、C、Dが相続人となり、法定相続分は、Bが1/2、C、Dがともに1/4です。

■では、Aさん一家で、Aが亡くなる前にDが死亡しており、DにEとF二人の息子がいた場合はどうでしょうか。この場合、民法887条2項によりDの子であるEとFがAを代襲相続するためB、C、E、Fが相続人となります。法定相続分は、Bが1/2、Cが1/4となり、E、Fは、Dの相続分であった1/4を按分した1/8がそれぞれの相続分です。

■代襲相続は子だけでなく、兄弟が相続人の場合も発生します（民法889条2項）。そのため、あまり付き合いのない遠くの親戚が死亡した場合も、知らずに自分が相続人になっていた場合もあります。相続は、プラスの財産と借金等のマイナスの財産全部が相続されます。遠縁だから関係ないと思わずにご注意ください。

■法テラス八雲法律事務所では、相続に関するご相談も承っています。もし、気になることがある場合には、☎050-3383-8366までお気軽にご予約のお電話をお寄せ下さい。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-3383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署・役場総務課庶務交通係からお知らせ

冬の交通安全運動の実施

～ストップ・ザ・交通事故 めざせ安全で安心な北海道～

【運動期間】 11月11日(水)～11月20日(金)

【運動重点】 ①高齢者の交通事故防止

- ②飲酒運転の根絶
- ③凍結路面等のスリップ事故の防止
- ④夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

【交通事故防止ポイント】

1、ドライバーの皆さんへ

- ・山間部を通行する時など、凍結路面では必ず冬用タイヤを装着しましょう。
- ・雨が夜に凍りブラックアイスバーンになるため、路面が出ていてもスピードダウンを心掛けましょう。
- ・トンネルや橋の上、日陰などは凍結しやすいので、安全な速度で運転しましょう。
- ・日没が早まり夕方から夜間、歩行者や自転車の見落とし、発見遅れによる交通事故が心配されます。特に右側からの横断歩行者に注意しましょう。
- ・飲酒運転は犯罪です。飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない」を徹底！

- ・車に安全な席はないので、後部座席等全ての座席でシートベルト、チャイルドシートをしましょう。

2、歩行者の皆さんへ

- ・横断前に左右をよく見ましょう。そして道路中央で左側をまた見ましょう。
- ・外出するときは、明るい服装で夜光反射材を身に付けましょう。

3、自転車利用者の皆さんへ

- ①自転車は車道が原則(歩道は例外)
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
- ④交通ルールを守る
- ⑤飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ⑥夜間はライトを点灯
- ⑦子供はヘルメットを着用

【問い合わせ先】

- ・函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110
- ・役場総務課庶務交通係